

広島県公安委員会公告第130号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査を次のとおり実施する。

令和元年8月5日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

1 審査（学科試験及び実技試験）の実施期日等

種別及び級	実施期日	実施場所	定員
空港保安警備業務1級及び2級 施設警備業務1級及び2級 交通誘導警備業務1級及び2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 貴重品運搬警備業務1級及び2級	令和元年11月7日（木） 午前9時00分から 午後0時まで	広島市中区基町9番42号 広島県警察本部18階会議室	30人

2 審査対象者

- 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会発行の警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者
- 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所地があるもの又は広島県内の営業所に属する警備員

3 審査の方法等

(1) 学科試験

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手による護

身術)

- (3) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

4 審査申請手続等

(1) 審査申請書の提出期間

令和元年9月30日(月)から令和元年10月4日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員になり次第締め切る。

(2) 審査申請書の提出先

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
なお、郵送や代理人等による申請は認めない。

(3) 審査申請書の入手方法

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取るか、広島県警察のホームページから様式をダウンロードすること。

5 提出書類等

審査対象者の区分	提出書類等(共通)	添付書類
広島県公安委員会が発行した旧合格証を有する者	○ 審査申請書1通 ○ 写真1枚 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)	
広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所地があり、かつ、属する営業所があるもの		○ 住所地を疎明する書面又は営業所に属することを疎明する書面のいずれか一つ
広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、住所地又は属する営業所が広島県内にあるもの		○ 住所地が広島県内にある者は、住所地を疎明する書面 ○ 属する営業所が広島県内にあるものは、営業所に属することを疎明する書面

6 審査手数料

4,700円

なお、納付された審査手数料は返還しない。

7 服装及び持参物

(1) 服装

私服(運動ができる服装)

(2) 持参物

旧合格証, 筆記用具及び印鑑

8 問合せ先

- (1) 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課
電話 (082) 228-0110 内線3039
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

9 その他

試験内容に関する問い合わせは, 一切受け付けません。